

# 監 査 報 告 書

私ども監事は国立大学法人法第11条第4項及び同法第35条において準用する独立行政法人通則法第38条第2項に基づき、国立大学法人長崎大学の平成17年4月1日から平成18年3月31日までの第2期事業年度の業務について監査を実施いたしました。

この監査の結果について、以下のとおり報告いたします。

## 1. 監査の方法の概要

監事は一般に認められた監査手続きに従い、役員会その他重要な会議に出席するほか、学長・理事等から業務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、事務局及び主要な部局の業務状況を調査するとともに、事務局において財産の状況を調査いたしました。

また、会計監査人から報告及び説明を受け、財務諸表、事業報告書及び決算報告書について検討を加えました。

## 2. 監査の結果

- (1) 会計監査人新日本監査法人の監査の方法及び結果は、相当であると認めます。
- (2) 財務諸表は国立大学法人会計基準並びに一般に公正妥当と認められる会計基準に準拠して作成されており、財政状態、運営状況、キャッシュ・フローの状況及び業務実施コストの状況を適正に示しているものと認めます。
- (3) 利益の処分に関する書類（案）は、法令に適合しているものと認めます。
- (4) 事業報告書は業務運営の状況を正しく示しているものと認めます。
- (5) 決算報告書は、予算の区分に従って決算の状況を正しく示しているものと認めます。
- (6) 附属明細書は記載すべき事項を正しく示しており、指摘すべき事項は認められません。
- (7) 役員の職務執行に関し、不正の行為又は法令もしくは規定に違反する重大な事実は認められません。

平成18年 6月23日

国立大学法人長崎大学

監 事

宮里達郎 

監 事

石原 哲江 